

## 新温泉町居組レストハウス指定管理者募集要項

居組レストハウスについて、下記のとおり指定管理者として、法人その他の団体（以下「団体等」という。）を募集します。

なお、詳細については、別添の居組レストハウス指定管理仕様書（以下「指定管理仕様書」という。）をご覧ください。

### 1 対象施設

- (1) 名 称 居組レストハウス
- (2) 所在地 兵庫県美方郡新温泉町居組字浜頭地先

### 2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の利用の許可に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 施設の目的を達成するために必要な業務

### 3 応募資格

安定的かつ円滑に管理運営できる団体等であって、新温泉町内に本社又は支店・営業所等を有する団体等であること。

ただし、団体等またはその代表者が次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 法律行為を行う能力を有しないもの
- (2) 破産者で復権を得ないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定による一般競争入札等の参加を制限されているもの
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定管理者の指定の取消しを受けたことがあるもの
- (5) 会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条又は民事再生法（平成11年法律第255号）第21条の規定による手続きをしているもの
- (6) 国税及び地方税を滞納しているもの

### 4 指定期間

令和8年7月1日から令和13年3月31日まで

### 5 指定管理料

無料

## 6 選定スケジュール

令和8年4月28日（火）	指定管理者募集開始
令和8年5月7日（木）	申請書受付開始
令和8年5月18日（月）	申請書提出締切
令和8年5月下旬	指定管理候補者選定委員会 選定結果通知
令和8年6月	議会議決、指定管理者の指定 協定書の締結（発効は7月1日からとします。）

## 7 申請方法

応募の申請は、次に掲げる書類を各2部提出下さい。

- (1) 指定申請書（様式第1号）
- (2) 指定施設の管理に関する事業計画書（様式第2号）
- (3) 指定施設の管理に関する業務の収支予算書（様式第3号）
  - ① 管理運営を行うに当たっての経営方針について
  - ② 安全・安心面からの管理運営の具体策など特徴的な取組みについて
  - ③ 施設の管理について（職員配置、勤務体制、研修計画、経理）
  - ④ 施設の運営について（自主事業計画、サービスを向上させるための方策、利用者等の要望の把握及び実現策、利用者のトラブルの未然防止と対処方法、その他（地域との連携、他施設との連携等））
  - ⑤ 個人情報保護の措置について
  - ⑥ 緊急時対策について（防犯及び防災の対応、その他緊急時の対応）
  - ⑦ 団体の理念について（団体の経営方針等、指定管理者の指定を申請した理由、施設の現状に対する考え方及び将来展望）
  - ⑧ 自主事業計画書
- (4) 当該団体の組織及び財務の状況の概要を記載した書類  
【例：法人…団体の概要、定款、寄付行為、規則等、登記簿謄本、印鑑証明書、貸借対照表・損益計算書、役員名簿・人員表 等。法人でない場合はこれに準ずるもの】
- (5) 納税証明書等、税金の滞納がないことが証明できるもの
- (6) その他町長が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

提出先：兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673番地の1

新温泉町役場商工観光課

受付期間：令和8年5月7日（木）～令和8年5月18日（月）

午前9時～午後5時（閉庁日を除く） ※期間内必着

## 8 選定方法

### (1) 指定管理候補者の選定

提出された書類により、書類審査、必要に応じてヒアリング審査等を実施し、指定管理候補者を決定します。なお、申請者が1者の場合でも審査を行います。

### (2) 選定基準

- ① 指定施設の運営が、町民の平等利用を確保することができるものであること。
- ② 指定施設の効用を最大限に発揮させるとともに、指定施設の効率的な管理が図られるものであること。
- ③ 施設管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- ④ 前3号に掲げるもののほか、指定施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

## 9 選定結果について

選定結果は、全ての応募団体へ通知し、公表します。

## 10 指定管者の指定・協定書の締結について

新温泉町議会の議決を経て、指定管理候補者を指定管理者に指定し、協定書を締結します。

## 11 留意事項

### (1) 再委託の禁止

管理運営に係る業務を一括して第三者へ委託することはできません。

### (2) 次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ① 申請期限内に申請書が提出されなかった場合
- ② 提出書類の内容に虚偽の記載があった場合
- ③ 選定の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 本要項に違反すると認められる行為があった場合

### (3) 申請の取下げ

申請者が申請を辞退する場合、申請辞退届の提出が必要となります。(様式任意)

## 12 問い合わせ先

〒669-6792 (個別番号)

兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673番地の1

新温泉町役場 商工観光課 観光係

TEL : 0796-82-5625 (課直通) / FAX : 0796-82-3054